

議員提出意見書案第6号

学校給食費の無料化を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会会議規則（平成28年須賀川市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

平成30年12月20日

教育福祉常任委員長 生 田 目 進

須賀川市議会議長 佐 藤 瞭 二 様

学校給食費の無料化を求める意見書

福島県内では、貧困対策はもとより、子育て支援・少子化対策として、小中学校の給食費を無料または一部補助する自治体が急速に増えてきている。自治体予算で学校給食費を全額無料にした相馬市、金山町、下郷町をはじめ、半額補助や一部補助をする自治体は県内において広がりを見せている。

学校給食費は、年額約6万円であり、保護者が学校に納めるお金の中で最も高額な費用となっている。また、経済的に困窮し、給食費を滞納する世帯が増えている現状にもある。学校給食費を無償化することにより保護者の負担は大きく軽減されることとなる。

さらに、食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、子ども達の食生活に偏った栄養の摂取などが見受けられている。学校給食は、栄養バランスの取れた豊かな食事が摂れ、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に役立つものである。

学校給食における食育の推進は、教育活動の一環であり、文部科学省が認めているように、保護者負担となっている学校給食費は設置者の判断で軽減することは可能である。

以上のことから、県が総合計画の中で掲げている日本一安心して子育てができる環境づくりの実現に向け、県の事業として学校給食費の無料化を実施し、県内どこに住んでいても健やかな子ども達の成長が保証されるよう、下記の事項について、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

- 1 学校給食費の保護者負担分を無料にすること。

平成30年 月 日

福島県須賀川市議会議長 佐藤 暲 二

福島県知事 宛